(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

丸森町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年二月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市国府町石井谷字安本三五、三五の一、三七の一、四四、四四の一、字牛ケ平九七、九八、四〇八、四〇九の二、四一〇、字上柿ノ内九九、一〇〇の一、字坂畑二〇五、二〇五の一、二〇六、四一九、四二〇の一、四二三から四二六まで、字大平ル四一一から四一六まで、字大畑ケ四一七、四一七の一から四一七の三まで、四一八、字渡りセ四二七の一、四二七の二、字二ツ谷影ケ四三八、四三八の一、字石原畑ケ影ケ四四〇、四四〇の一、字牛ノ尾四四一、字仲ノ谷四四四の一、字石原畑四四五、四四五の一、字二ツ谷四四九、四四九の一、字大蛇崩四五三の二、字釜ケ谷四五四の二、字コケラバ四五五の三、字桃木平四五六の一、四五六の二、字仲ノ谷ノ内四六六の三、字牛小屋谷四六八、四六九の二、字登り尾平ラ四七〇の二、四七〇の三、字滝ノ口影平四七一、四七二の一、字セマト影平四七二、四七二の一、字広畑影平四七三、四七三の一、字別当畑四八一から四八三まで、字苅尾ケ谷四八四、四八五、四八九、字尾エゴ五三〇、五三一、字尾平五五五、国府町菅野字本谷七六の二、七六の一二から七六の二七まで、字ショウブ谷七八の一から七八の一二まで、国府町栃本字大杉ノ上六六、七〇の一、七一の一、七二、七二の一から七二の三まで、七三、七三の一、七三の二、七六の一、七六の二、七六の四、字チヤコ五八八の一、五八八の二、五九二、五九三、五九三の一から五九三の三まで、五九四

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市国府町石井谷字坂畑四二〇、字足原五七八、国府町大石字下タ乳ケ平ル九六九の一、九七〇の一、九七〇の二、字屋奈ケ坂九七一の一から九七一の三まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年二月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県駒ヶ根市赤穂七の五五四から七の六二〇まで、七の八一六、七の八一八、七の八二〇、七の八二四、七の八三五、七の八八八、七の八九六、二三の六四八、二三の六四九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

赤穂七の五五九、七の五九四から七の五九七まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、七の八一八、二三の六四八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年二月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿智村智里四二五七の一一五、清内路一四九六の二、一四九九の六、一五〇一の一から一五〇一の三まで、一五〇一の五、一五〇三の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年二月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿南町字北條一四〇三の八〇、一四〇三の九〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年二月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県南佐久郡佐久穂町大字大日向字大野沢二一二二の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び佐久穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）